

広報 あみ

地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち

2025 No.770 5

令和7年4月25日発行



桜舞い、笑顔広がる、春まつり



令和7年度
阿見町

町村合併70周年



人口と世帯

総人口 50,362人 (+ 15)
男性 25,127人 (+ 20)
女性 25,235人 (- 5)
世帯数 22,407世帯 (+ 86)

4月1日現在、常住人口ベース
※()内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中!

町公式ホームページ
において町の情報
を発信しています。



防災行政無線

フリーダイヤル

防災行政無線で放送された
内容は、下記フリーダイヤルの
電話番号から確認することが
できます(通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-p.jpまで
空メールを送信していただくか、
下記二次元コード
を読み取り、専用
サイトから登録し
てください。



公式 X YouTube LINE 情報発信中!

町公式 YouTube チャンネル、
町公式 X、町公式 LINE において
も町の情報を発信しています。

▼公式 X ▼YouTube ▼LINE



広報 あみ 5

2025
No.770

主な内容

阿見町町村合併 70 周年記念!

~あみっぺと振り返る阿見町の歴史~ ... 4

「阿見町政策実現プラン」の
進捗状況を公表します! ... 6

「地域力が強く誰もが幸せに暮ら
せるまち」の実現を目指して ... 8

令和 7 年度 阿見町の予算 ... 10

給食費 第 2 子以降無料化 ... 13

今月の表紙

4月6日、ふれあいの道
(阿見町総合保健福祉会館
脇 時計塔広場)において、
桜の花が満開のなか「あみ
さくらまつり 2025」が開
催されました。

阿見町商工会青年部が運
営を担い、ステージでは、
ダンスパフォーマンスや歌
謡ショーなどが行われ、会
場を盛り上げました。

また、商工会青年部による「あみちゃんこ」やビンゴゲーム、
県南商工会青年部や商工会会員の模擬店など、たくさんの催し物
が企画され多くの来場者でにぎわいました。





～市制に向かい、みんなで歩もう!～



令和初の市誕生に向けて!

阿見町市制施行有識者会議の答申を受け取りました

第3回 阿見町市制施行有識者会議

令和7年2月7日(金曜日)に開催した有識者会議では、「市制に関する町民・企業アンケート」の結果をもとに、第1回で町長より諮問のあった「新市の名称」・「市制施行の時期」・「住所の表示の方法」等について協議しました。協議の結果、以下のことを町長に答申しました。なお、有識者会議の詳細については、町ホームページをご確認ください。

今後も市制施行に関する調査を継続し、町民の皆さまに情報発信をしてまいります。



答申内容

- 1 市の名称は「阿見市」が望ましい。
- 2 市制施行の時期は「令和9年11月1日」が望ましい。
- 3 住所の表示の方法は、現在の地名から「稲敷郡」「大字」「字」を除き、地名のみの表記とすることが望ましい。

なお、本答申の後には、市制に関する情報や必要な手続きなど、十分に住民への周知に配慮しながら、市制に関する準備を進められるよう要望します。



町ホームページ
(市制施行有識者会議)



阿見町町村合併 70 周年記念!

～あみっぺと振り返る阿見町の歴史～



令和 7 年度は、阿見町の町村合併 70 周年だよ!

昭和 30 年 (1955 年)、1 町 3 村が合併し、新たな町として誕生したんだって!それから 70 年。阿見町は、どのように発展してきたのかな?今回は、町の誕生から昭和 50 年までの歩みをたどり、どんな出来事が町の歴史に刻まれたのかを見ていくよ!学校の整備や町の顔となる施設の建設など、今日の阿見町の基盤が作られた大切な時期。貴重な写真や資料をもとに、阿見町がどのように歩んできたのかを僕と一緒に振り返り、今につながる町の魅力を再発見していこう!

- 昭和 30 年 (1955) 旧阿見町、朝日村、君原村、舟島村 (舟子を除く) が合併し、現町域の阿見町誕生。初代町長に桜井文太郎氏就任
- 昭和 31 年 3 月 (1956) 阿見、実穀小学校増築工事完成
- 昭和 32 年 4 月 (1957) 霞ヶ浦水道組合発足 (県・土浦市・阿見町)
- 6 月 阿見小学校増築工事完成
- 昭和 33 年 4 月 (1958) 新農村建設事業始まる
- 昭和 34 年 5 月 (1959) 町長に池田静喜氏就任
- 10 月 『広報あみ』創刊号発行
- 昭和 35 年 3 月 (1960) 合併後、初の大選挙区による町議会議員選挙 (定員 30 人)
- 11 月 阿見中学校増築工事完成
- 昭和 36 年 1 月 (1961) 霞ヶ浦水道組合給水開始
- 7 月 阿見町商工会発足
- 昭和 37 年 3 月 (1962) 町章制定 (公募)
- 9 月 町が低開発地域・工業開発地域に指定される
- 昭和 38 年 3 月 (1963) 有線放送電話業務開始
- 8 月 町が首都圏整備法に基づく、市街地開発区域に指定される
- 昭和 39 年 4 月 (1964) 『吉原保育所』開所
- 10 月 町営上水道事業開始
- 東京オリンピック聖火リレー通過
- 昭和 40 年 4 月 (1965) 烏津に児童館開館
- 阿見、朝日中学校を統合し、阿見中学校開校
- 昭和 41 年 3 月 (1966) 君原、舟島中学校を廃止、阿見中学校に統合
- 4 月 『瑞保育所』開所
- 5 月 陸上自衛隊武器学校に予科練戦没者慰霊碑建立
- 8 月 役場新庁舎完成。霞台 (現・かすみ公民館敷地) から現在地に移転
- 昭和 42 年 5 月 (1967) 町長に丸山銈太郎氏就任
- 昭和 43 年 2 月 (1968) 統合阿見中学校校舎完成
- 4 月 『実穀保育所』・『曙保育所』開所
- 11 月 陸上自衛隊武器学校内に予科練記念館 (雄翔館) 完成
- 『阿見町の生いたち』刊行
- 12 月 福祉センター開所 (旧役場庁舎跡)



▲合併当時の役場庁舎
当時は、霞台 (現・かすみ公民館敷地) にあった。



▲『広報あみ』創刊号

広報あみは
こうやって始まったんだね!
今とは全然ちがう見た目だね。



昭和 34 年。10 月 1 日付『広報あみ』創刊号。阿見町誕生から 4 年後に発行されました。編集後記に記された初代担当者の想い。

～念願だった「町報発行」。題名は「広報あみ」とした。なれない編集と早急発刊の為ありきたりの広報になった事をお詫びいたします。然し皆さんが、一人でも多くよんでくれることを祈って居ります。創刊号には皆さんの知りたいがっているであろう事を予想した記事をのせてみました。この広報が保存され、皆さんの家庭で良い明るい生活への一助となることを願って止みません。「明るい町づくり」のために～ (一部抜粋、表記は当時のまま)



全国から公募した約 500 点の中から選ばれた、三浦明さん (当時仙台市在住) の作品。「ア」を図案化し、三つ組み合わせる阿見をあらわし、町の「和」と「発展」の姿を象徴しています。



なるほど。
この形は「阿見」の
「ア」から
できてたんだ!



▲新たに建てられた役場庁舎
霞台 (現・かすみ公民館敷地) から現在地に移転



▲東京オリンピック聖火リレー通過



▲さらに増築された現在の役場庁舎

この記念館は全国の予科練出身者が寄付を出し合い、先の大戦で大空に散った予科練戦没者の遺品や、予科練に関する貴重な資料を将来にわたり保存するために建てられました。11 月 24 日の完成竣工式には、高松宮ご夫妻をお迎えし、全国から約 4 千人の予科練出身者や遺族などが参列して記念館の落成を祝いました。



▲開館した予科練記念館 (雄翔館)



全国から
約 4 千人の人が!
本当にたくさんの方が
雄翔館に来てくれたんだね。
雄翔館・予科練平和記念館
とあわせて行ってみよう!

実際に雄翔館へ
見学に行ってみよう!



雄翔館

予科練戦没者の遺書・遺品約2,900点を収蔵、展示しています。

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合翌日）、年末年始・臨時休館あり
営業時間：9:30～16:30
問い合わせ：陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校
☎ 887-1171（広報援護班）



雄翔園

予科練の戦没者約1万9千人の霊篋簿をおさめた「予科練の碑（予科練二人像）」を正面に配した庭園です。

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合翌日）、年末年始・臨時休館あり
営業時間：9:30～16:30
問い合わせ：陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校
☎ 887-1171（広報援護班）



予科練平和記念館

予科練を主体とした貴重な資料を保存・展示するとともに、戦史の記録を風化させることなく次の世代に継承し、命の尊さや平和の大切さを考えてもらうため建設されました。

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合翌日）、年末年始・臨時休館あり
営業時間：9:00～17:00（入館は16:30まで）
問い合わせ：予科練平和記念館
☎ 891-3344



- 昭和44年(1969) 4月 『二区保育所』開所
- 6月 工業開発計画に基づく土地買収始まる
- 8月 阿見小学校が、『自転車の安全な乗り方コンテスト全国大会』で団体・個人優勝
- 昭和45年(1970) 2月 阿見中学校屋内体育館完成
- 3月 学区区・吉原児童公園開設
- 阿見小学校第2期工事完成
- 7月 阿見中学校プール完成
- 昭和46年(1971) 1月 阿見小学校新校舎完成
- 2月 県内初の0歳児保育所、学区区保育所完成
- 4月 市街化区域と市街化調整区域の線引き決まる
- 7月 実穀小学校・君原小学校にプール完成
- 昭和47年(1972) 3月 吉原小学校・舟島小学校校舎改築完成
- 9月 学校給食センター完成、本格的な完全給食始まる
- 10月 有線放送業務を廃止
- 昭和48年(1973) 1月 町文化財保護条例制定
- 『青宿保育所』開所
- 11月 都市計画用途地域決まる
- 昭和49年(1974) 2月 『学区区児童館』完成
- 10月 第29回国民体育大会の大会旗・炬火リレー通過
- 昭和50年(1975) 9月 本郷小学校第2期工事完成

第29回国民体育大会の大会旗・炬火リレー通過



阿見町のルーツをさぐる —新阿見町史編さんの現場から— 縄文時代 鳥津遺跡（阿見町南平台）

映画の舞台のような街並み、阿見町の東部に広がる閑静な住宅街は、南平台の名で知られています。今でこそ、その姿からは想像もつきませんが、この地にはかつて遺跡がありました。鳥津遺跡は、平成元年から平成5年の間、住宅地開発に先駆けて発掘調査が行われ、縄文時代から平安時代にかけての集落跡・貝塚・古墳などが確認されました。特に、縄文時代の成果は素晴らしいものがあります。

縄文時代は今からおよそ16,000年前から始まり、2,400年前ごろまで続きます。縄文時代の人々は狩猟と採取によって生活していました。阿見町域でもそれは同様で、鳥津遺跡では縄文時代中期（約5,500年前～4,400年前）の時期を中心に、県内でも有数の大規模集落が形成されている様子が確認され、同時に発見された多くの地点貝塚からも、霞ヶ浦の恵みを受け、当時から豊かな暮らしをしていたことがうかがわれます。



▲鳥津遺跡発掘調査の様子（平成2年）

発掘調査では貴重な資料が多数出土しています。その中でもヒスイ製の大珠（ペンダントヘッド）は、縄文時代の地域間交流を示すものとして非常に価値が高いといえます。ヒスイの産地は明らかではありませんが、少なくとも近隣では産出されないもので、それを運んできたものがあること、またそれと交換できるだけの何かをこの地の人々が持っていたことを示しています。

出土品は現在、教育委員会にて保管されています。見学希望の方は教育委員会生涯学習課までお問い合わせください。

町では現在、『阿見町史』を新たに発行するため、町史編さん委員会を組織し、編さん事業を進めています。古文書や古い写真などご自宅に眠る資料に心当たりがある方、古くから伝わる習慣や伝承に詳しい方は下記までご連絡ください。

●阿見町史編さん委員会事務局（阿見町教育委員会生涯学習課）
☎ 888-2526 ■ shogaigakushuka-ofc@town.ami.lg.jp



▲ヒスイ製の大珠（長さ約7cm）

次は6月号通常版で
会おうね!
お楽しみに!



「阿見町政策実現プラン」の 進捗状況を公表します！



「阿見町政策実現プラン」とは

町長の第2期政策公約を実現するための具体的な事業内容と、その達成・進捗状況等を、町民の皆さまに分かりやすくお知らせしていくために、「政策実現プラン」として取りまとめ、定期的に更新しながら公表するものです。

政策実現プランの構成と期間

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を実現するための12項目60の政策公約に、全ての公約に深く関わる「SDGsの推進」を上位に置いた構成です。期間は町長2期目の任期となる令和4年度から令和7年度までです。

全体像と現時点での進捗状況

3年が経過した令和7年3月末時点で、41事業が達成済となっています。



達成済み	41事業
50%以上進捗	60事業
達成・進捗率	91.3%



令和6年度10月以降に開始した事業等(主なもの)

＼実行委員会方式の町民討議会を開催／



＼本郷小学校区放課後児童クラブが完成／



＼高校生向け企業説明会を開催／



政策公約一覧

新規 : 第2期から新たに実施する事業

拡充 : 第1期から実施してきた取り組みを、さらに拡張・充実させる事業

達成済み : 令和6年度10月から3月末で新たに達成した事業

項目	公約名	達成率
	0.SDGsの推進	新規 達成済み
広聴 広報	1. 町長と語る会の推進	拡充 48%
	2. 町民討議会の開催	拡充 達成済み
	3. 二所ノ関部屋との連携	拡充 80%
	4. プロモーション事業の拡充	拡充 達成済み
	5. あみメールの登録促進	拡充 達成済み
財政 IT化	6. 基金積立ての推進	新規 達成済み
	7. ふるさと納税の拡充	拡充 67%
	8. 地域予算の拡充	拡充 達成済み
	9.DXの推進	新規 達成済み
	10. テレワークの推進	拡充 達成済み
子育て	11. 子育て支援総合センターの建設	新規 60%
	12. 第3子からの誕生祝い金(20万円)	新規 達成済み
	13. 子育て支援アプリの導入	新規 達成済み
	14. 待機児童ゼロ	拡充 達成済み
	15. 放課後児童クラブの拡充	拡充 達成済み
人材 育成	16. 高校生会の新設	新規 達成済み
	17. あみ未来塾の創設	新規 達成済み
	18. 人材育成基金の有効活用	拡充 達成済み
学校 教育	19. 中学校新入生へのお祝い事業	新規 達成済み
	20. 中学校1校へエレベーターの設置	新規 達成済み
	21. 通学区域の再検討	達成済み
	22. 英語教育の推進	新規 達成済み
	23. 読書意欲の向上	拡充 80%
	24. 給食費第2子以降の無料化	拡充 50%
	25. いじめ・不登校の根絶	拡充 達成済み
	26. 小学校教室等のLED化	新規 達成済み
	27. 教職員の働き方改革推進	拡充 達成済み
文化	28. 町史の編纂	拡充 56%
	29. 戦跡の保全	新規 55%
	30. 伝統芸能の継承	新規 75%

項目	公約名	達成率
健康	31. 総合保健福祉会館さわやかセンターの再整備	拡充 達成済み
	32. 新型コロナワクチン接種の完結	新規 達成済み
	33. 健康づくり事業の推進	拡充 95%
福祉	34. 子ども食堂の拡充	拡充 達成済み
	35. 移動販売の拡充	拡充 達成済み
	36. 児童虐待の根絶	新規 達成済み
	37. 単身高齢者宅へのエアコン整備補助金の創設	新規 達成済み
	38. 障がい者の就労拡充	拡充 達成済み
	39. シルバー世代の就労拡充	拡充 達成済み
	40. 単身高齢者のごみ出し支援	新規 達成済み
	41. 特産品の開発と6次産業化	拡充 88%
産業	42. 廃校の利活用	新規 達成済み
	43. 牛久阿見IC周辺開発促進	新規 達成済み
	44. 公共交通の整備促進	拡充 80%
	45. 町内企業と町民の就活支援	拡充 達成済み
	46. 移住・定住の促進	拡充 達成済み
	47. 観光協会の法人化	新規 95%
観光	48. 観光事業の推進	拡充 達成済み
	49. 農業体験事業の促進	拡充 60%
	50. 温室効果ガス排出量の削減	拡充 79%
環境	51. ごみの減量化	拡充 90%
	52. 食品ロスへの取り組み強化	拡充 達成済み
	53. ふれあいの森の再整備	新規 達成済み
	54. 環境学習の推進	拡充 達成済み
安心 安全	55. 自主防災組織の拡充	拡充 66%
	56. 県外自治体との災害協定の締結	拡充 達成済み
	57. 土砂災害警戒区域指定の促進	拡充 70%
	58. 消防団員の確保と待遇改善	拡充 93%
	59. 災害対策用資機材等の整備拡充	拡充 88%
	60. 防犯カメラ設置の推進	拡充 達成済み

各公約の達成基準、取組状況と今後の展開については、町公共施設で配布の冊子版または、町ホームページでご案内しています。右の二次元コードからご覧ください。



令和7年度施政方針（抜粋）

今年は町村合併70周年の記念すべき節目の年を迎えます。

令和5年10月に人口5万人を達成した本町は、今年10月の国勢調査で、この5万人を維持していれば、令和初となる単独での市制施行の実現に大きく近づきます。

本町はこれまで、18歳までの医療費無料化、ランドセルの無料配布などの子育て支援の充実や、都市計画道路等の都市基盤整備による職住近接のまちづくりを着実に進めるとともに、「地域力」の向上にも力を注ぎました。

これら築き上げてきたまちづくりの成果を土台として、第7次総合計画を着実に、力強く推進し、より強固で安定した行政基盤を構築することで、来るべき新たな時代を乗り越えていけると確信しています。

「5万人都市にふさわしいまちづくり」を力強く推進する



若者・子育て世代に選ばれる5万人都市プロジェクト

●要保護対策と母子保健を一体的に支援

総合保健福祉会館「さわやかセンター」内におよこ支援課を新設し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施します。

●（仮称）子育て支援総合センターを建設

天候に左右されず思い切り遊べ、子育て世帯等が交流できる「子育て支援総合センター」を建設します。

●学校給食費の無料化を第2子以降に拡大

第3子以降を対象としていた学校給食費の無料化を第2子以降に拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

●本郷小学校に校舎を増築

児童数の増加に対応するため、本郷小学校に新たな教室棟を整備し、快適な学習環境を確保します。

●空家対策関連の部署を一本化

空家対策や空家バンクの業務を生活環境課に集約し、対策の強化を図ります。



▲（仮称）子育て支援総合センター外観



暮らし続けることのできる持続可能な都市プロジェクト

●成年後見サポートセンターを設置

電話や窓口で成年後見制度に関する問合せや相談を受け付ける「成年後見サポートセンター」を設置します。

●成人の歯周疾患検診を実施

成人を対象に歯周疾患検診を実施し、歯と口腔の健康保持を促進します。

●「協力井戸」を登録・周知

災害時の水道断水に備え、井戸水を利用している家庭に協力を依頼し、「協力井戸」として登録・周知します。

●自転車用ヘルメットの購入を補助

自転車用ヘルメットの購入を補助し、交通安全対策を強化します。

●キャッシュレス決済窓口を拡大

中央公民館および町民体育館の使用料の支払いにキャッシュレス決済を導入します。



▲ヘルメット着用による安全対策強化



本町で培われてきた町民の力である地域力を生かし、社会の多様なステークホルダーとの共創を活性化させ、あらゆる世代がその多様性を発揮して社会を支え、すべての人が豊かで幸せな人生を享受できる社会の実現を目指していきます。

この一年は阿見町が市となるための基盤を築く、極めて重要な局面であります。そして今後も、多くの皆様に「住みたい」「住み続けたい」と感じていただける、災害に強く、安全・安心で、活力にあふれるまちの実現に向けて、私はもとより、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

阿見町長 千葉 繁



リーディングプロジェクトごとの主な事業



人とまちへの誇り・愛着が育つ共生都市プロジェクト

●町村合併 70 周年！

町村合併 70 周年を記念し、式典を開催するとともに、町政の発展に寄与された方々を表彰し、70 年の歩みを振り返ります。

●予科練平和記念館開館 15 周年

3月15日(土)～6月15日(日)の期間に特別展「ペンを剣にかえて - 海軍予備学生の軌跡」を開催します。ぜひご来館ください。

●荒川本郷地区のまちづくり

市街地の形成が進む荒川本郷地区の道路、公園等の都市基盤整備を計画的に推進します。

●観光協会を法人化

観光協会を法人化し、あみプレミアム・アウトレット内に観光物産館を開設することで、観光PRを強化します。

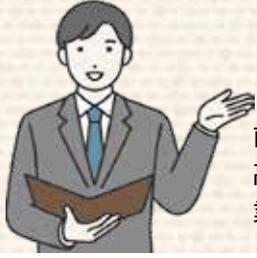
●メタバース版「泳げる霞ヶ浦」を構築

「泳げる霞ヶ浦」を体験できるバーチャル空間を構築し、霞ヶ浦湖畔に面するSDGs未来都市として水資源環境の保全を啓発します。



▲阿見町町村合併 70 周年記念ロゴ

令和7年度 阿見町の予算

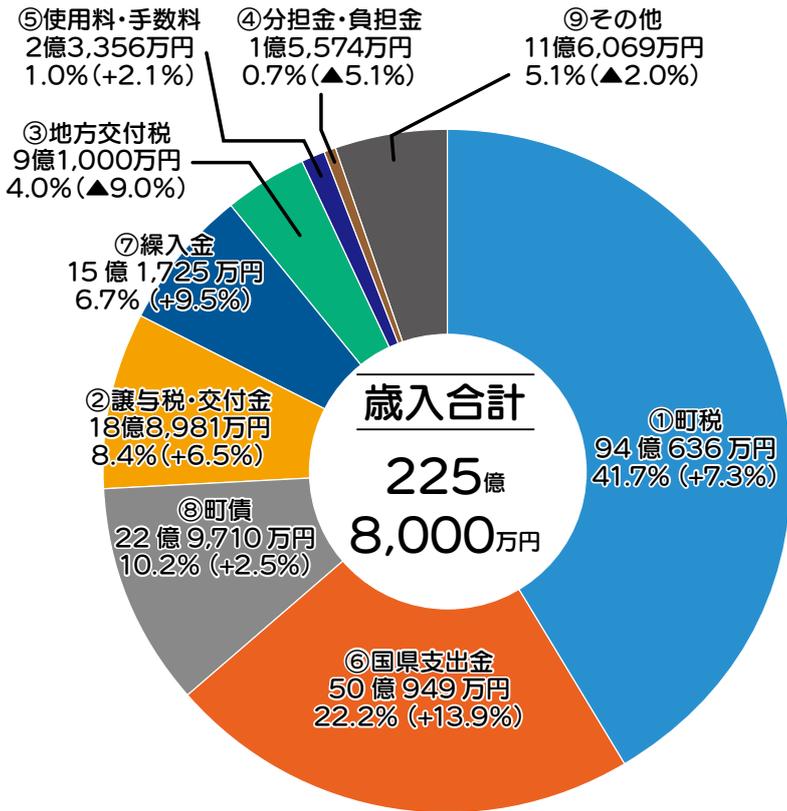
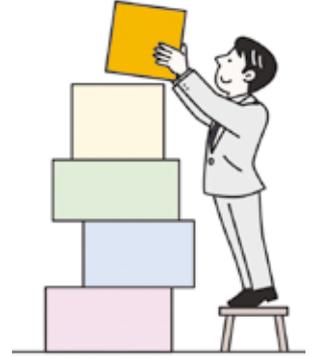


令和7年度の阿見町の予算が決まりました。予算総額 384 億 4,625 万円、前年度の当初予算と比較すると金額は約 23 億円増、増加率は 6.4% で、過去最高の予算額となりました。子育て支援総合センター建設事業や民間保育所整備事業、市制推進事業など、阿見町の未来につながる予算です。



会計	令和7年度	令和6年度	増減率
一般会計	225 億 8,000 万円	211 億 4,400 万円	6.8%
特別会計	105 億 9,600 万円	102 億 2,100 万円	3.7%
国民健康保険特別会計	49 億 9,000 万円	50 億 円	▲0.2%
介護保険特別会計	42 億 7,500 万円	40 億 円	6.9%
後期高齢者医療特別会計	13 億 3,100 万円	12 億 2,100 万円	9.0%
企業会計	52 億 7,023 万円	47 億 6,700 万円	10.6%
水道事業会計	25 億 3,453 万円	19 億 3,211 万円	31.2%
下水道事業会計	27 億 3,572 万円	28 億 3,463 万円	▲3.5%
公共下水道事業	25 億 320 万円	25 億 9,681 万円	▲3.6%
農業集落排水事業	2 億 3,252 万円	2 億 3,782 万円	▲2.2%
全会計合計	384 億 4,625 万円	361 億 3,174 万円	6.4%

※企業会計は、収益的支出と資本的支出を合算した歳出予算額 ※▲はマイナスを意味する



《歳入の説明》

- ①町税
個人・法人町民税、固定資産税など
- ②譲与税・交付金
国税・県税の一定割合が市町村に交付されるもの
- ③地方交付税
財政状況に応じて国から交付されるもの
- ④分担金・負担金
事業の経費の一部を受益者が負担するもの
- ⑤使用料・手数料
施設使用料や住民票の発行手数料など
- ⑥国県支出金
特定の事業を行うために国・県から交付されるもの
- ⑦繰入金
基金から一般会計に繰り入れるもの
- ⑧町債
事業費の一部を政府や金融機関から借り入れるもの
- ⑨その他
寄附金や繰越金などその他の収入

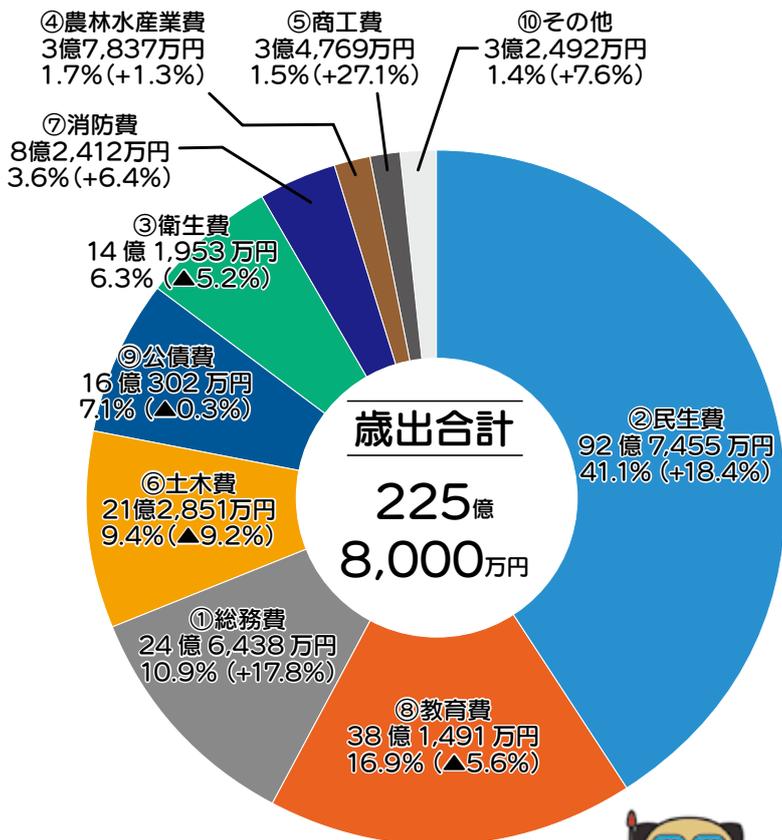
《歳入の主な増減》

- ⑥国庫支出金 6 億 1,200 万円の増 (+13.9%)
児童手当にかかる負担金や民間保育所整備にかかる交付金の増によるものです。
- ①町税 6 億 3,900 万円の増 (+7.3%)
個人町民税や固定資産税の増収見込みによるものです。
- ⑧町債 5 億 6,200 万円の増 (+2.5%)
子育て支援センター整備や本郷小学校の増築にかかる借り入れ額の増によるものです。

その他以外、構成比率が大きい順に並べています (歳出も同じです)



金額の次に構成比、カッコ内が増減率です。



金額の次に
構成比、
カッコ内が
増減率です。



町民一人当たりの町の予算

歳入区分	金額	歳出区分	金額
①町税	18万6,942円	①総務費	4万8,977円
②譲与税・交付金	3万7,558円	②民生費	18万4,322円
③地方交付税	1万8,085円	③衛生費	2万8,212円
④分担金・負担金	3,095円	④農林水産業費	7,520円
⑤使用料・手数料	4,642円	⑤商工費	6,910円
⑥国県支出金	9万9,558円	⑥土木費	4万2,302円
⑦繰入金	3万154円	⑦消防費	1万6,379円
⑧町債	4万5,653円	⑧教育費	7万5,818円
⑨その他	2万3,068円	⑨公債費	3万1,858円
		⑩その他	6,457円
計	44万8,755円	計	44万8,755円

※令和7年2月1日常住人口50,317人で算出

《歳出の説明》

- ①総務費
戸籍や徴税、選挙や庁舎管理など
- ②民生費
高齢者や障害者の福祉や子育て支援など
- ③衛生費
保健衛生や環境保全、ごみ処理など
- ④農林水産業費
農林水産業の振興など
- ⑤商工費
商工業や観光の振興など
- ⑥土木費
道路や公園、町営住宅などの整備や維持管理など
- ⑦消防費
消防や救急など
- ⑧教育費
学校施設や公民館、図書館の運営・維持管理など
- ⑨公債費
町債の返済に係る元金・利子
- ⑩その他
議会運営のための議会費や基金積立金など

《歳出の主な増減》

- ⑤商工費 7,400万円の増 (+27.1%)
ふるさと納税事業や観光振興事業の増などによるものです。
- ②民生費 14億3,900万円の増 (+18.4%)
子育て支援総合センター建設事業や民間保育所整備事業の増などによるものです。
- ①総務費 3億7,300万円の増 (+17.8%)
住民情報ネットワーク運営事業や戸籍事務費の増などによるものです。



②民生費
福祉や医療などに
使われるお金
18万4,322円



③衛生費
保健衛生やごみ処理などに
使われるお金
2万8,212円



⑧教育費
小中学校や生涯学習等に
使われるお金
7万5,818円

令和7年度 阿見町イチオシ事業のご紹介

令和7年度も阿見町は様々な事業を行います。その中の一部をピックアップしてご紹介します。

1. ふれあいあふれる協働のまちづくり

合併70周年記念式典事業

本町の政治、経済、社会、文化等の発展において、町政の発展に貢献した方、またその善行が町民の模範となる方を表彰します。【秘書広聴課】



2. 人に寄り添うまちづくり

子育て支援総合センター建設事業

子育て親子との繋がりや、情報交換の場及び子育てについての悩みなどの相談の場の充実を図ることを目的に、さわやかセンターの隣接地に施設の建設を行います。【おやこ支援課】



民間保育所建設に対する補助金

大規模宅地開発等が進む荒川本郷地区に民間保育所を整備することにより、保育環境の充実を図ります。【こども未来課】

3. 心を育むまちづくり

本郷小学校校舎増築事業

大規模宅地開発等により、今後も本郷小学校地区の児童数の増加が見込まれることから、教室不足の解消と教育環境の向上を図るため、校舎の増築工事を実施します。【学校教育課】



総合運動公園野球場照明改修事業

老朽化したナイター照明をLED灯に改修することで、省エネルギーや長寿命化を図ります。【生涯学習課】

4. 人と自然を守るまちづくり

自転車用ヘルメット購入補助金

事故の際の被害の軽減を図るとともに、交通ルールの遵守や交通マナーの向上のため、自転車用ヘルメットの購入に対して補助金を交付します。※購入価格の3分の2 上限5,000円 その他要件あり【生活環境課】



5. 快適でうるおいのあるまちづくり

荒川本郷地区中心エリア開発事業

令和6年度に決定した、土地区画整理事業の推進を前提とする事業化検討パートナーと共に、地権者合意形成や事業計画の支援を行い、令和8年度の事業認可を目指します。【都市計画課】



6. 活力ある魅力的なまちづくり

町観光協会補助金

令和7年度よりあみ観光協会は法人化を行い、あみプレミアム・アウトレットにおける観光物産館での物販事業をはじめとした収益事業・観光PR事業により、広域観光交流の創出を図ります。【商工観光課】



7. 未来につながるまちづくり

市制施行推進事業

市制施行に必要な国・県の要件を整理し、円滑な市制施行が行われるよう準備を進めます。【政策企画課】



給食費 第2子以降無料化を開始します



趣旨

町では、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図るため、令和7年度から町立小中学校に在籍する第2子以降の給食費無料化を開始します。



概要

- ① **対象者** 小学生以上18歳以下の子を2人以上養育している保護者の町立小中学校に在籍する第2子以降の児童生徒
※就学援助制度で要保護・準要保護に認定された人は対象外

令和6年度まで	令和7年度から
18歳以下の第3子以降が対象 (例) ④世帯 ● 高校生 第1子 ● 中学生 第2子 ● 小学生 第3子 第3子該当	18歳以下の第2子以降が対象 (例) ④世帯 ● 高校生 第1子 ● 中学生 第2子 第2子該当 ● 小学生 第3子 第3子該当
⑥世帯 ● 中学生 第1子 ● 小学生 第2子 ● 小学生 第3子 第3子該当	⑥世帯 ● 中学生 第1子 ● 小学生 第2子 第2子該当 ● 小学生 第3子 第3子該当

令和6年度までは、小学生以上18歳以下の第3子以降の給食費無料化を行ってきました。

令和7年度からは、小学生以上18歳以下の第2子以降の給食費を無料化します。

上記の図は、あくまでも代表的な世帯の例として示しているもので、実際の対象者には多くの組み合わせがあります。

- ② **決定方法** 町が住民基本台帳等から対象者を抽出して決定。基本的に申請は不要
※養育している子が別世帯等の場合は、申請が必要です。申請方法については、町ホームページ等でお知らせします



おやこ支援課内に 阿見町こども家庭センターを 開設しました



■こども家庭センターとは？

妊産婦や乳幼児の子育て相談に対応する「子育て世代包括支援センター」と、児童やそれを取り巻くご家庭の相談に対応する「こども家庭総合支援拠点」の機能を統合した相談支援窓口です。

おやこ相談係と母子保健係で構成され、母子保健と福祉の一体的な支援を行います。

おやこ相談係

- 児童虐待相談
- 要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦への支援
- 子育て短期支援事業 ● 養育相談

母子保健係

- 妊産婦・乳幼児健診 ● 母子健康手帳の交付
- 教室（マタニティクラス・離乳食）
- 育児相談・発達相談 ● 産後ケア ● 赤ちゃん訪問



問い合わせ先

おやこ支援課（阿見町こども家庭センター）
阿見町阿見 4671-1 総合保健福祉会館（さわやかセンター）内
月～金 8：30～17：15 祝日、年末年始除く
☎ 888-2943 📠 888-2945
📧 oyakoshien@town.ami.lg.jp

令和7年度から 5歳児健康診査が始まりました

5歳児は園での生活が始まり、お友達と一緒に大きく成長していく時期です。町では、お子さんが楽しく園での生活が送れるよう、また、保護者の方の就学に向けての疑問や不安に対応するため、5歳児健康診査を実施します。

子育てのこと、保護者の方の体調などについても、相談を受け付けております。気軽にご相談ください。



全員

- ・ 身体計測
- ・ 小児科医の診察
- ・ 保健相談



希望者

- ・ 発達相談
- ・ 入学準備相談



おやこ支援課（阿見町こども家庭センター） ☎ 888-2943

阿見町ならではの **新商品開発等** を行う事業者の皆様へ

町から『**補助金**』の支援があります！

補助金を活用して新商品開発や販売促進に挑戦してみませんか？

概要	町の魅力発信や産業の活性化を図るため、認定経営革新等支援機関の支援を得て、新商品の開発や販売促進に取り組む事業者を支援します	
対象者	以下のいずれかに該当する者 ○阿見町商工会 ○3者以上の町民又は事業者で組織する任意団体 ○阿見町商工会、あみ観光協会、阿見町認定農業者連絡協議会に所属する事業者 ※同一の対象者による交付回数は、1年度につき1回となります	
対象事業	①地域資源を活用した新商品の開発・改良及び販売促進	②地域資源を活用した既存商品の販売促進
補助上限(補助率)	① 50万円 (3分の2)	② 20万円 (3分の2)
対象経費	対象事業に要する以下の経費 ・試作品の原材料費(①のみ) ・検査等の手数料(①のみ) ・備品/消耗品の購入費 ・チラシ等の製作費 ・展示会等の出展費 ・業務等の委託費等	
期間	令和8年3月31日までに事業を完了できること	

商工観光課 ☎ 888-1111 (内線 712)



守るよ、大切な暮らし。



地域の防災に、あなたの力を！
消防団員募集！

■消防団員とは？

消防団は、地域の方の安心と安全を守るという大切な役割を担っています。消防団員は、消防士とは違い、特別職の地方公務員(非常勤)として、普段は様々な仕事をしながら地域を守るための活動をしています。



▲防火・防災教室を行う女性団員

■消防団の待遇

- ①年額報酬の支給あり(36,500円～)
- ②災害及び訓練等の出場報酬の支給あり(2,000円～8,000円/回) ※時間や内容によって異なります
- ③5年以上の勤務で退職報奨金の支給あり(200,000円～)
- ④活動中のけがなどに対する補償や福祉共済制度あり
- ⑤活動服・防寒着など活動に必要なものの支給あり
- ⑥消防団員への助成制度あり(準中型自動車免許取得費用の1/2補助 ※上限10万円)

■消防団のおもな活動

消防団の活動は多方面にわたり、消防署と協力して任務にあたります。

男性団員: 消火活動や交通誘導、避難誘導、行方不明者捜索、各種訓練行事の参加、水利点検等

女性団員: 防火・防災指導、消防団の普及啓発活動等

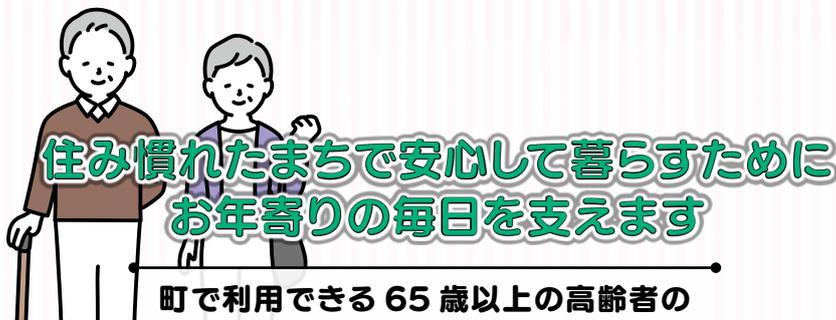
■消防団員になるには？

- ①町内に在住・通勤・通学している
 - ②18歳以上で健康である
- 上記を満たし、入団を希望する人は下記問い合わせ先までご連絡ください。



◀操法訓練を行う男性団員





住み慣れたまちで安心して暮らすために
お年寄りの毎日を支えます

町で利用できる 65 歳以上の高齢者の
関連サービスを紹介します。

各サービスの問い合わせ先

- 高** 高齢福祉課 ☎ 888-1111
(内線142・144・743)
- 健** 健康づくり課 ☎ 888-2940
(総合保健福祉会館内)
- 社協** 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084
- 包括** 地域包括支援センター ☎ 887-8124

見守り

高齢者見守りサポート事業 **高**

急病・災害等の緊急時に備え、緊急通報システムと人感センサーを設置します。

▶対象：ひとり暮らし高齢者、世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯等

▶利用料金：月額 253 円

ふれあい電話 **社協**

安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話相手をするふれあい型の電話サービスです。

▶対象：65 歳以上のひとり暮らし高齢者等

▶利用料金：無料

食事

給食サービス事業 **社協**

毎月第 2・4 水曜日（祝日、7・8 月の夏季を除く）に、調理ボランティアが調理したお弁当を配送・訪問ボランティアにより自宅に届けます。

▶対象：65 歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者等

▶利用料金：無料

生活援助型食事サービス **社協**

毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）、夕食を配達し自立生活を支援します。

▶対象：配偶者以外の同居の家族がいない 65 歳以上の虚弱高齢者または心身の障害により自ら調理が困難な方

▶利用料金：1 食あたり普通食 410 円・特別食 540 円

機器等貸出

福祉電話貸与事業 **高**

電話機を有していない人に福祉電話を貸与します。

▶対象：低所得の一人暮らし高齢者

▶利用料金：無料（通話料は実費負担）

徘徊高齢者家族支援サービス事業 **高**

GPS 発信機の貸与や、QR コードシートの配付を行い、高齢者の徘徊に迅速に対応できるようにします。

▶対象：徘徊の見られる在宅の高齢者を介護する家族

▶利用料金：無料

車いす貸出事業 **社協**

一時的（1 ヶ月を限度）に車いすを貸し出します。

▶対象：町内在住者

▶利用料金：無料

低床カー貸出事業 **社協**

車いすごと乗れる軽自動車を 2 日間限度で貸し出します。

▶対象：町内在住者

▶利用料金：ガソリン代として 1kmあたり 10 円

相談

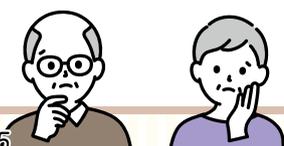
※いずれも利用料金は無料です。

心配ごと相談 **社協**

生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

高齢者に関する総合相談 **包括**

介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、要支援者・事業対象者のケアプランの作成・支援やケアマネジメントを行います。



支給・助成

エアコン購入費助成事業

高

購入・設置した新品エアコンの購入費および設置費用を補助します。

▶対象：65歳以上のみで居住する世帯で、自宅に使用可能なエアコンが1台もない住民税非課税世帯

▶助成限度額：5万円

シルバーカー購入費助成事業

高

シルバーカー購入者に対して助成金を交付します。

▶対象：住民税が非課税である世帯に属し、歩行が困難であると民生委員が確認した人

▶助成限度額：5,000円

家族等介護用品支給事業

高

紙おむつ・尿取りパッドを2か月に1回、自宅へ届けます。

▶対象：要介護3以上（要介護3の人は、排尿または排便の介助が必要な人）と認定された住民税非課税の人在宅で介護する家族

▶助成内容：現物支給（2か月ごとに8,000円分）

要介護認定者福祉タクシー利用料金助成事業

高

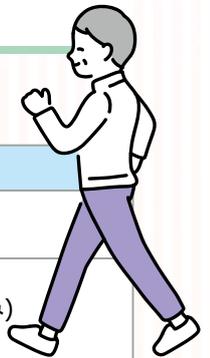
利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。

▶対象：要介護1以上で、外出時に常時車いす・ストレッチャーに乗ったままの移動が必要な人

▶内容：年間24回までタクシー料金の9割を助成（助成限度額4,000円）

介護予防・交流

※いずれもボランティア団体による運営。利用料金は無料です。



教室名	内容	日時・場所
つるかめ教室 健	介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーション	各地区公会堂等 月1回
いきいき元気体操 高	認知症予防と介護予防を目指したスクエアステップ、シルバーリハビリ体操、レクリエーション等	●福祉センターまほろば ・毎週火曜日 10:00～11:30（第5週目は休み） ・毎月第2水曜日 9:30～11:00
シルバーリハビリ体操教室 高	イスや床で気軽にできるシルバーリハビリ体操	●福祉センターまほろば 毎週金曜日 10:00～11:30 ●中央公民館（集会室）毎月第1・3水曜日 9:30～11:00 ●中央公民館（和室）毎月第2・4火曜日 9:30～11:00 ※祝日・休館日は開催なし
オレンジカフェ（認知症カフェ） 高	認知症の方やその家族、地域住民の方、ボランティア、専門家などが集まり、飲み物やお菓子を囲みながら、ゆったりと穏やかに過ごせる交流の場	●中央公民館毎月第1木曜日 13:30～15:30 ●福祉センターまほろば毎月第3木曜日 13:30～15:30 ●本郷ふれあいセンター毎月第4木曜日 13:30～15:30 ※祝日等により開催日の変更あり

その他

シニアカード

高

協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。

▶対象：65歳以上の人

▶利用料金：無料

高齢者等ごみ出し支援事業

高

※詳しくはP18

家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な状態かつ環境にある高齢者等に対し、ごみの戸別訪問回収を行います。

▶対象：65歳以上で要介護1以上の人等

▶利用料金：無料

在宅福祉(有償)サービス事業

社協

会員方式による食事の支度・衣類の洗濯、住居等の掃除・整頓、生活必需品等の買い物、通院等外出時の付き添い、そのほか軽易な身の回りの世話等の在宅サービスを提供します。 ※大掃除、身体介護は行いません

▶利用料金：1時間600円

日常生活自立支援事業

社協

福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービス等を行い、日常生活を支援します。

▶対象：認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人

▶利用料金：あり



阿見町高齢者等

ごみ出し支援事業のご案内

(対象者の条件が令和7年度から一部緩和されました)

ごみ出し支援事業とは

家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者に対し、ごみの戸別訪問収集を行います。
(ご利用料金は無料)



対象者及び申請先

※令和7年4月より、対象者の条件が要介護1以上へ緩和されました

阿見町に住所を有し、現にお住まいの人で、家族や親族、近所の人などから協力を得ることができない世帯で、下記のいずれかに該当する人

- 65歳以上の人であって、**要介護1以上** → **高齢福祉課窓口にて申請**
- 身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、視覚または肢体不自由の障害程度級が1級または2級 → **社会福祉課窓口にて申請**

申請の流れ

(申請書は町ホームページ又は高齢福祉課・社会福祉課窓口にあります。)

①相談・申請	一ヶ月程度 ↓	本人の同意があれば、家族やケアマネジャーなど代理の人による申請も可能です。 ※本人の介護保険被保険者証や身体障害者手帳の写しをご持参ください。
②調査		廃棄物対策課が自宅へ訪問し、回収箱設置場所の確認や必要に応じた面談を行います。
③決定通知書受け取り		支援対象となる世帯へ担当課から決定通知書を送付します。
④収集開始		収集の準備が整いましたら、戸別収集の開始となります。

お問い合わせ・お申し込み先

- 利用申請に関すること：高齢福祉課 ☎ 888-1111 (内線 142, 743, 144)
社会福祉課 ☎ 888-1111 (内線 165)
- ごみの出し方、収集に関すること：廃棄物対策課 (霞グリーンセンター内) ☎ 889-0091

それ、知っていたら防げたかも…

無料

消費生活出前講座のご案内

消費者被害に巻き込まれないよう、地域のサークル、会合などでお集まりの際、一緒に学んでみませんか？

阿見町消費生活センターでは、皆さまのもとへ出向いてご説明する無料の出前講座のお申し込みを受け付けています。

実際に寄せられた相談事例をもとに悪質商法の手口や対処法・消費生活の豆知識など専門資格を持つ相談員がお話しします。

お問い合わせ・お申し込み先

阿見町消費生活センター ☎ 888-1871
(月～金 9:00～12:00、13:00～16:00)
阿見町役場3階 エレベーター前



たとえばこんな内容です

- ◆ お試しのつもりが定期購入に!?
- ◆ 買った覚えのない商品が届いた…
- ◆ 安易な儲け話は自分が加害者に?
- ◆ 「〇〇の点検・交換時期です」と知らない業者から電話が!

※開催可能日は、原則として月～金の9:30～15:00までです。

土・日・祝日の開催を希望される場合は、お問い合わせの際にご相談ください。



商工観光課 ☎ 888-1111 (内線 371)



带状疱疹ワクチン

定期・任意接種を実施しています

带状疱疹ワクチンについて

令和7年4月から、定期予防接種の対象になりました。带状疱疹ワクチンは2種類あり、定期接種・任意接種ともに同一のワクチン・接種回数・助成金額で行います。

ワクチンの種類	生ワクチン	組換えワクチン
接種回数	1回	2回(1回目接種から2か月後に2回目を接種)
助成金額	4,000円(1回のみ)	10,000円(×2回)
	※接種費用は医療機関により異なり、助成額を差し引いた金額は自己負担になります ※助成はいずれかのワクチンで生涯1度限り。令和6年度に任意接種で接種された方は定期接種の対象にはなりません。	

定期接種

▼対象者：町内在住で下記の①～⑥または⑨に該当する方

- ①昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
- ②昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
- ③昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
- ④昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
- ⑤昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
- ⑥昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
- ⑦昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
- ⑧100歳以上(～大正15年4月1日)
- ⑨60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる疾患で、身体障害者手帳1級を取得している方

▼予診票の交付について

対象となる生年月日の人には**予診票と案内を送付しました**のでご確認ください。



任意接種

▼対象者 ※定期接種対象者及び他市町村で助成を受けたことがある人は対象外です。

▽接種日時点で、阿見町に住居登録のある満50歳以上の人

▽18歳以上50歳未満の人で疾病又は治療により免疫不全である人、免疫機能が低下した人又は免疫機能が低下する可能性がある人(申請書に医師の署名等が必要です。事前にお問い合わせください)

▼予診票の交付について

接種を希望する人は、**予診票を発行いたします**。健康づくり課窓口までお越しいただくか、**町公式ホームページから電子申請をお願いします**。

<健康づくり課窓口での手続きに必要な持ち物>

▽ご本人様または同世帯・同居のご家族が申請する場合：身分証明書

▽代理者(同一世帯・同居以外のご家族等)が申請する場合：委任状・代理者の身分証明書

▼その他

詳細は町ホームページ「带状疱疹定期接種について」「带状疱疹任意接種について」をご参照ください。



▲定期接種



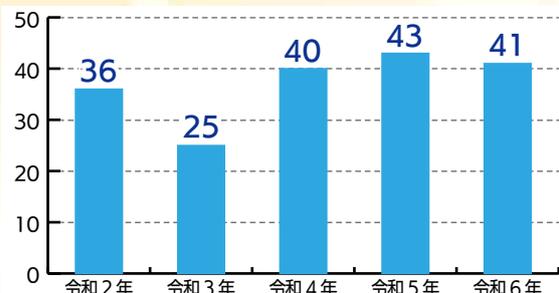
▲任意接種



熱中症に警戒しましょう

これからの時期、いつでも、どこでも、誰でも、条件次第で熱中症になる危険性があります。熱中症の正しい予防法を知り、普段から気を付けていきましょう。

阿見町の熱中症緊急搬送者数



令和6年度の月別搬送者数

6月	3件
7月	21件
8月	10件
9月	7件

6月から搬送される人が出ています！暑さに慣れない時期こそ油断大敵です

▲稲敷広域消防本部『市町村累計熱中症搬送状況』より

熱中症が疑われるときは…

- 涼しい場所に移動し、衣服を緩めて濡れたタオルなどで体を冷やす
- 水分、塩分、糖분을補給する
- 意識がない、呼びかけに反応がないときはすぐに救急車を呼ぶ

熱中症についての詳細はこちら



健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940



「こころの体温計」であなたのこころの状態をチェックしてみましょう！

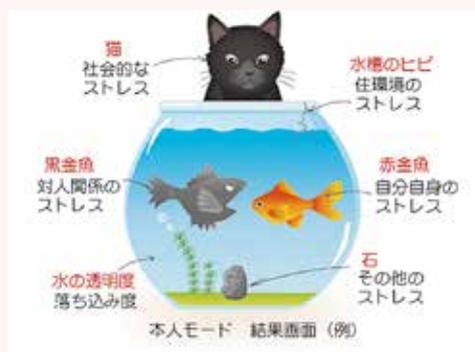
町では広く町民の皆さんに「こころの健康」に関心を持っていただき、メンタルヘルスに関する問題の早期発見・早期治療を推進するため、「こころの体温計」のサービスを提供しています。

特に春は新しい生活のスタートを迎える人が多く、大きく生活環境が変わることで、ストレスを感じやすい時期でもあります。

「こころの体温計」で自分のこころの状態をチェックして、深刻な状態になる前に早めの対処を心がけましょう。

『こころの体温計』とは

パソコンや携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。健康状態・人間関係・住環境などに関するいくつかの質問に回答していただくと、水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚、猫など複数のキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。



利用方法

パソコン、スマートフォン・携帯電話等から下記の方法でご利用いただけます。

▼パソコンで利用する場合：ホームページ（<https://fishbowlindex.jp/ami/>）からご利用ください

▼スマートフォン・携帯電話等で利用する場合：右記二次元コードからご利用ください

※町ホームページからもご利用いただけます



健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940



こんな相談がありました

令和6年度 消費生活相談状況 受付件数 409件

消費者問題のご相談はお気軽に下記まで

点検に関する相談

相談事例

電話でガス給湯器の点検に伺うと言われた承し、点検日を決めた。
点検業者は契約しているガス会社でもなく、給湯器のメーカーでもなかった。



手口

- 電話や来訪で点検を持ち掛ける業者には注意が必要です。「ガス給湯器」の他に「分電盤」「排水管」「屋根工事」「シロアリ駆除」「床下」等の点検相談もあります。
- 点検した際は**このままだと危険なので部品交換が必要**と言われ、**高額請求される場合**もあります。

アドバイス

- 安易に承諾せず、どこの業者か確認しましょう。その場で契約せずに十分比較検討しましょう。
- 電話勧誘や訪問等で契約した場合はクーリング・オフが可能な場合がありますので、早めに相談してください。

不審な音声ガイダンスの電話

相談事例

総務省を名乗り、「この電話は2時間後に使用できなくなります。オペレーターと話すには1番を押してください」と電話があった。

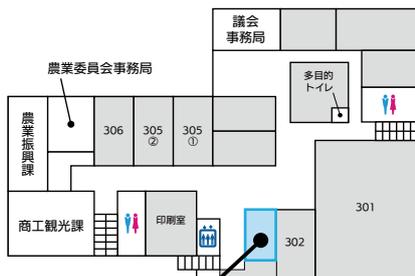


手口

- 政府機関や大手電話会社を名乗り、2時間後に電話または通信機器が使用できなくなると電話やメールがあります。
- オペレーターと話す住所・氏名・生年月日等、個人情報を聞き出されてしまいます。

アドバイス

- これらの機関では停止に関して音声ガイダンスやSMSでの連絡は絶対にありません。
- 非通知や見知らぬ電話番号からの不審な電話やSMSは注意が必要、慎重になりましょう。



消費生活センターは役場3階にあります

電話勧誘や訪問等の契約はクーリング・オフできる場合があります。まずは町消費生活センターへ、お早めにご相談ください。

問い合わせ

▼町消費生活センター

☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用/月~金曜日)

9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎ 188

※詳しくは二次元コードから町ホームページをご覧ください



軽自動車税(種別割)減免手続き・税率

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けられる制度があります。

■障害者減免

身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

- ①身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ②戦傷病者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③精神障害者保健福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④療育手帳 判定が㊤またはA

▼対象となる運転者

- ①障害者本人
- ②障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③障害者のために、週3日以上常時介護している人(障害者のみ世帯または70歳以上の人(もしくは未成年)と障害者のみで構成する世帯が対象)
※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、普通自動車を含めて一台に限ります
※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません
※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」・「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両
※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

■申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限【6月2日(月)】までです。軽自動車税(種別割)納税通知書(原本)・障害者手帳など(原本)・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証(コピー可)・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。

※減免申請前に納付された場合には、減免申請を行うことはできません。また減免は自動更新ではありません。毎年申請が必要です

対象となる身体障害の程度

障 害 の 区 分		障 害 の 級 数 (程 度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

■軽自動車（四輪以上および三輪）

- ①平成27年3月31日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、③に該当し、重課税率になる場合があります
- ②平成27年4月1日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、改正後の税率になります
- ③毎年4月1日現在で初度検査（新規登録）から13年を経過した車両は、重課税率になります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種 別		①平成27年3月以前に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正前税率）	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車		
			②平成27年4月以後に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正後税率）	③初度検査から13年を経過したもの（重課税率）	
軽自動車	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪もの	3,100円	3,900円	4,600円	

■グリーン化特例（軽課税率）

令和5年度税制改正により、軽四輪車等のグリーン化特例について、適用期限が令和5年3月31日から2年または3年間延長されました。対象車は電気自動車等および乗用車（営業用）に限定されます。取得した日の属する年度の翌年度分に限り、税率が軽減されます。

▼新規登録車両の要件

- ①令和8年3月31日までに初度検査（新規登録）を受けた電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%以上低減または平成30年度排出ガス規制適合）・燃料電池自動車
 - ②令和8年3月31日までに初度検査（新規登録）を受けた乗用車（営業用）で令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車
 - ③令和7年3月31日までに初度検査（新規登録）を受けた乗用車（営業用）で令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車
- ※②・③に該当するガソリン車・ハイブリッド車の場合、いずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車または平成30年排出ガス規制50%低減達成車に限りです

▼特例措置の内容

- 上記①についてはおおむね75%軽減
 上記②についてはおおむね50%軽減
 上記③についてはおおむね25%軽減



■原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

種 別	税 額	
原動機付自転車	50cc(0.6kw)以下のもの (二輪及び三輪以上の特定小型原動機付自転車を含む)	2,000円
	90cc(0.8kw)以下のもの	2,000円
	125cc(1kw)以下のもの	2,400円
	ミニカー20cc(0.25kw)超50cc(0.6kw)以下のもの	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの その他のもの(フォークリフト等)	2,400円 5,900円
二輪の軽自動車	250cc以下のもの(側車付のものを含む)	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超のもの	6,000円

阿見の文化

5月号

戦跡保全

阿見町の戦争遺跡⑩ 第一海軍航空隊跡 (阿見町阿見・土浦市右廻ほか)

現在の阿見町北西部から土浦市右廻・烏山・摩利山新田にかけてのエリアに所在する陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地はかつて、第一海軍航空隊と呼ばれる施設がありました。航空隊は戦前は航空技術隊ともいわれ、航空技術の研究などが行われていました。戦争期に入り、補給と修理の重要性が増したことから、幾度かの組織改編を経て、昭和16年に第一海軍航空隊として開設しました。その開設前後から多くの町民(当時は村民)が雇用されたといえます。



第一海軍航空隊本部

●お詫びと訂正

広報あみ3月号通常版に掲載した「土浦海軍航空隊本部跡」における予科練の阿見への移転の年を昭和15年と記載しましたが、正しくは昭和14年となります。お詫びして訂正いたします。

下村千秋

【第24回】

下村千秋研究「遍路行①」

「どんな願いごとがあって、お四国をなさる？」そう問われる度に純一は返答に困ったと、作者は書いている。(中略) 遍路に旅立つに当たって、『草履をはき杖をつき、一人ぼつぼつ歩く、それはほんたうの孤独で、そこには日常生活では全く味はへない不思議な静謐の世界がある—さう思ふ心をただ一つの目的として』と、純一の心を設定している。この作品が書かれたのは1930年1月～10月とあり、(中略) 昭和初期の恐慌に見舞われていたころの作品である。(中略) 純一は四国に着く1週間前、京都や大阪をあてもなく彷徨し、嵐山や大阪港、そして四国阿波へ渡る船の上でも幾度も死に誘われていた。その死から辛うじて救ってくれたのが、遍路の旅への渴望だった。



「下村千秋の世界」平成24年刊行 所収筆者 青山 欣也

文化財

【町指定天然記念物】 「塙不動尊のタブノキ」

塙不動尊は阿見町塙の清明川に面した台地上にあり、古くは交通の難所であった同地の安全を祈願して建てられたといわれています。江戸期には安産・子育ての不動様として女性の参詣者が多かったといえます。不動尊の境内には、樹齢200年と推定されるタブノキがあります。クスノキ科の常緑高木で、北関東が生息の北限といわれています。長い年月を経て、幹の中心部は大きなうろとなり、表面は苔に覆われています。竹林に囲まれた静かな境内に立つ姿は、独特の雰囲気と風格を持っています。地元の方々からも非常に大切にされており、今も樹勢に衰えは見られません。



文化協会

【第42回】 塙城址保存会 (生活文化部門)

近年、城跡巡りはひそかなブームとなっています。実は阿見町内にも城跡があります。「塙城址保存会」は町指定史跡にもなっている「塙城跡」を保存し、普及啓発を行うために結成された団体です。起伏に富んだ地形を生かしてつくられた三重の堀と土塁は保存状態もよく、その迫力を見るものを圧倒します。保存会では塙城跡内の定期的な除草や、来訪者への対応などを行っています。城跡巡りが好きな方、文化財を守る活動に興味のある方、保存会では広く会員を募集しておりますので、気軽にお声がけてみてください(事務局)





2月
6日

第3期阿見町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定

令和6年度第5回阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議が開催され、牧山委員長から千葉町長へ、『第3期阿見町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」及び「総合戦略」について』の答申書が手渡されました。

町では、答申内容を踏まえ、地域ビジョンとして位置づけた「5万人都市にふさわしいまちづくり」の取り組みを推進していきます。



左から牧山委員長、千葉町長、齋藤副委員長



有識者会議委員の皆さま



詳細はこちら

2月
14日

令和6年度霞ヶ浦二橋建設期成同盟の要望（陳情）活動

茨城県庁を訪問し、大井川知事、戸井田県議会副議長、北村政策企画部長、林土木部長に対し、要望（陳情）活動を行いました。

宮嶋会長（かすみがうら市長）のもと、顧問である県議会の葉梨衛議員、八島功男議員、高橋直子議員、坂本隆司議員、中山一生議員、金子敏明議員、長田麻美議員、木村喜一議員、櫻井信幸議員にも同席をいただき、事業の必要性とともに、茨城県総合計画に構想路線と示された霞ヶ浦二橋の早期実現を要望（陳情）しました。



大井川知事への要望（後列右から4人目：服部副町長）

3月
2日

第24回音楽祭

本郷ふれあいセンターで第24回阿見町音楽祭が開催されました。

音楽祭には、普段町内の公民館やコミュニティセンターで音楽活動をしている団体が出演し、コーラスや楽器演奏などの計7団体が、日頃の練習の成果を披露しました。

ご来場いただいた皆様には、興味をそられる多様な演奏に、飽きることなく楽しんでいただき、改めて音楽のすばらしさが実感できた音楽祭となりました。

交流演奏では、出演者とご来場いただいた皆様と一緒に、「春の小川」を演奏、歌唱し、会場が一体となり音楽祭のフィナーレにふさわしい盛り上がりを見せました。



アコースティックファンバンド（バンド演奏）



オカリーナアミーゴ（オカリナ）



コールアミ（コーラス）



コールフルーレット（コーラス）



阿見ウイキウイキ会（ウクレレ）



阿見ギター同好会（アコースティックギター）



君原ハーモニカクラブ（ハーモニカ）



交流演奏

インフォメーション INFORMATION

「お知らせ」「募集」「相談」「催し」など暮らしのお役立ち情報をお届けします。

阿見町役場 ☎ 029-888-1111 (代表)
〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号

記載のないものは無料・申込み不要

お知らせ

町職員人事(昇任・人事異動)

課長級以上、()内は前職

【町長公室】

▶町長公室長小倉 貴一(町長公室秘書広聴課長兼広報戦略室長) ▶町長公室秘書広聴課長兼広報戦略室長飯野 賢司(町長公室政策企画課長補佐兼政策推進係長) ▶町長公室秘書広聴課副参事小口勝美(教育委員会予科練平和記念館長) ▶町長公室政策企画課長糸賀 隆之(産業建設部都市整備課長) ▶町長公室人事課長浅野 奉子(町民生活部町民活動課長兼男女共同参画室長兼町民活動センター所長兼男女共同参画センター所長) ▶町長公室行政経営課長山崎 秀之(町長公室人事課長補佐兼給与厚生係長)

【総務部】

▶総務部長黒岩 孝(町長公室行政経営課長) ▶総務部管財課長渡邊 修宏(総務部総務課長補佐兼総務係長兼統計係長(選挙管理委員会事務局・監査委員事務局)) ▶総務部税務課長菅谷 隆宏(総務部税務課長補佐兼固定資産税第一係長)

【町民生活部】

▶町民生活部長齋藤 明(町長公室人事課長) ▶町民生活部町民活動課長兼男女共同参画室長兼町民活動センター所長兼男女共同参画センター所長荒井 孝之(総務部管財課長) ▶町民生活部町民課長山崎 厚(総務部税務課長) ▶町民生活部うずら出張所長阿部 豊治(教育委員会図書館長) ▶町民生活部生活環境課長堀越 多美男(産業建設部上下水道課長)

【保健福祉部】

▶保健福祉部長戸井 厚(保健福祉部国保年金課長) ▶保健福祉部社会福祉課長兼福祉事務所準備室長湯原 将克(保健福祉部社会福祉課長) ▶保健福祉部こども未来課長大塚 淳(保健福祉部子ども家庭課長) ▶保健福祉部二区保育所長長

南 友紀(保健福祉部南平台保育所長補佐) ▶保健福祉部国保年金課長平井 芳明(保健福祉部国保年金課長補佐兼後期高齢医療福祉第一係長) ▶保健福祉部健康づくり課長鶴田 美智子(保健福祉部健康づくり課長補佐兼健康推進係長) ▶保健福祉部おやこ支援課長山崎 由紀子(保健福祉部健康づくり課長)

【産業建設部】

▶産業建設部長野口 正巳(茨城県営業戦略部国際渉外チームグループリーダー) ▶産業建設部都市計画課副参事村松 利一(産業建設部付副参事) ▶産業建設部道路課長大徳 一徳(産業建設部都市計画課長補佐兼計画係長兼開発指導係長兼建築係長(土地開発公社事務局)) ▶産業建設部都市整備課長加藤 卓也(産業建設部都市整備課長補佐兼施設工務係長) ▶産業建設部農業振興課長浅野 裕治(農業委員会事務局長) ▶産業建設部上下水道課長田崎 和徳(産業建設部道路課長)

【会計課】

▶会計管理者兼会計課長野口 和之(教育委員会生涯学習課長)

【教育委員会】

▶教育委員会教育部長糸賀 昌士(町長公室政策企画課長) ▶教育委員会次長兼予科練平和記念館長山崎 貴之(教育委員会学校教育課長) ▶教育委員会学校教育課長飯塚 洋一(教育委員会中央公民館長) ▶教育委員会生涯学習課長大橋 雅道(総務部管財課長補佐兼契約検査係長) ▶教育委員会中央公民館長福岡 秀昭(教育委員会中央公民館長補佐兼公民館係長兼施設管理係長) ▶教育委員会図書館長村上 馨(町民生活部生活環境課長) ▶教育委員会指導室長兼教育相談センター所長細田 愛(茨城県教育委員会)

【農業委員会事務局】

▶農業委員会事務局長小松澤 智(産業建設部農業振興課長)

新規採用

▶人事課鮎川 真奈美▶行政経営課松本舞子、藤井 凌雅▶総務課嶋志田 康太▶税務課今野 桃花、鈴木 鼓太郎▶町民活動課福山 裕一郎▶町民課坂本 美優、岡野 夏実▶うずら出張所北川 滯▶生活環境課相良 拓進、須貝 直人▶廃棄物対策課村上 慶太▶社会福祉課平野 公一朗、東海林 佑成▶高齢福祉課大森 祐之介、工藤 空▶こども未来課福本 花苗▶中郷保育所大塚 泰葉▶南平台保育所齋藤 麻奈美▶二区保育所小菅 菜名子▶国保年

金課田村 隼、河野 愛▶健康づくり課堀口 怜芳▶おやこ支援課堀越 里美、神取優介、入江 礼乃▶都市計画課大塚 広輝▶道路課鈴木 望未▶都市整備課大野 拓海▶農業振興課岩上 大輔、岩月 萌実、倉田 拳吾▶会計課秋葉 海都▶生涯学習課江藤 優衣▶予科練平和記念館海野 貴之▶農業委員会事務局大津 知也
個人事務課 ☎内線 741

ランドセルを贈呈します



阿見町では、保護者の経済的負担の軽減及び児童の健全な育成を目的として令和8年度に小学校等へ入学する児童に入学祝い品としてランドセルを贈呈します。

▶対象 阿見町に住所を有する平成31年4月2日～令和2年4月1日に生まれた児童

▶支給するお祝い品 ランドセル(6色7種類よりお選びいただけます)

▶見本品展示会 5月20日(火)～5月25日(日)9:00～17:00
場所:中央公民館1階 ロビー

▶贈呈時期 令和8年1月下旬ごろを予定しています。

国学校教育課事務係 ☎888-0220



熱中症特別警戒アラート 熱中症警戒アラート



令和7年度の熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表が始まりました。

▶熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートとは

令和6年4月に改正気候変動適応法が施行され、熱中症警戒アラートに加えて、新設された熱中症特別警戒アラートが法定化されました。

▶発表期間 4月23日(水)～10月22日(水)

▶LINEアプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信

環境省のLINE公式アカウント「環境省」(右記二次元コード)では、アラートの



発表期間中、熱中症予防対策の情報配信を行います。「環境省」を友だち追加していただくと、熱中症警戒アラートの発表や暑さ指数の情報を、受け取ることができます。

- ▶アラートが発表されたら町では
熱中症特別警戒アラート 防災無線、町ホームページ、あみメール、町公式LINEでお知らせします。
熱中症警戒アラート あみメール、町公式LINEでお知らせします。
- ☎健康づくり課 ☎888-2940

木造住宅の耐震診断費・耐震改修費の支援



昭和56年5月31日以前に建築された建築物に対し、町では一定の要件のもとで補助金を交付します。

- ▶内容
 - ①耐震診断
 - ②耐震改修工事
 - ▶補助金額
 - ①無料診断（補助率100%）
 - ②限度額100万円（補助率80%）
 - ▶予定件数
 - ①10件
 - ②1件

※予定件数に達し次第、受付を終了します。ご了承ください。
 - ▶申込期間
 - ①6月2日（月）～6月30日（月）
 - ②6月2日（月）～10月31日（金）

※いずれも土・日・祝日を除く。
 - ▶申込方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込みください。制度の内容についてはパンフレットや町ホームページ（上記二次元コード）でご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。
- ☎都市計画課 ☎内線232

令和7年度水質検査計画



当計画は、水質検査の項目や検査方法等の水質管理基準を定めたものであり、安全・安心な水道水の供給を目的に策定しています。詳細は上記二次元コードからご覧ください。

☎上下水道課 ☎889-5151

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 夜間飛行訓練

- ▶期日 5月13日（火）～15日（木）、20日（火）～22日（木）、27日（火）～29日（木）
 - ▶時間 日没から約3時間以内（各機2時間基準）
- ☎陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-1211（内線3420）

募集

「認知症講座」参加者（無料）



- ▶日程 5月27日（火）13:30～15:00
 - ▶内容 認知症サポーター養成講座
認知症についての正しい知識や予防、認知症の人と上手にかかわるポイントなどの講話
 - ▶講師 認知症キャラバンメイト
 - ▶場所 さわやかセンター2階 講座室
 - ▶持ち物 筆記用具
 - ▶参加対象 阿見町在住・在勤の方で認知症について学びたい方
 - ▶募集人数 30人（定員で締切）
 - ▶申込方法 電話または申込フォーム（右記二次元コード）から申し込む
 - ▶申込締切 5月23日（金）
- ☎町地域包括支援センター（町社会福祉協議会） ☎887-8124

緑のカーテン講習会参加者



ご家庭で作る緑のカーテンは、室内の温度を下げる効果があり地球温暖化対策につながります。

町では、アミエコクラブとの共催により緑のカーテンをご家庭で上手に育てる講習会を開催します。皆さんぜひご参加ください。

- ▶日時 5月31日（土）10:00から
- ▶場所 中央公民館ロビー
- ▶講師 山田晃太郎 氏
- ▶募集人数 40人（定員で締切）
- ▶募集期間 5月1日（木）～20日（火）
- ▶申込方法 下記に電話または直接申し込む
- ▶その他 参加者には苗をプレゼントします。苗を入れる袋か箱を持参してください。

☎生活環境課 ☎内線173



お知らせ

募集

相談

★ 催し

〈広告欄〉

不動産を相続すると3年以内に登記が必要
相続登記しないと、正当な理由がない限り10万円以下の過料が科される場合も...

終活 相続で家族に迷惑をかけたくない！
処分 相続した土地、使う予定がない！
賃貸 家を相続、誰かに貸したい！

家や土地の相続でお悩みの方、ご相談ください

売却 買取 管理

査定無料！お気軽にお問い合わせください

ISSEI 一誠商事 阿見支店 TEL:029-840-2510

茨城県編成郡阿見町中郷2-23-3
営業時間 9時～18時 / 水曜定休

認定こども園 ふたば幼稚園
幼稚園教諭・保育士募集

正職員・パート募集 お気軽にお問い合わせください！
所在地：阿見町岡崎3丁目2-1
TEL：029-887-0055

あみ健康づくりプラン21 推進委員



町の健康増進計画である「あみ健康づくりプラン21」の計画の進行管理などについて、意見をいただく委員の一部を町民の皆さんから公募します。

- ▶ **任期** 2年（令和7年委嘱日～令和9年3月）
 - ▶ **職務** 当該委員会の会議に出席し、計画推進の協議・検討を行う。公募により選出された委員のほか学識経験者・医療関係者等を含む20人以内で構成
 - ▶ **報酬等** 条例で定める額（報酬月額5,300円、費用弁償700円）
※会議出席ごとに支払い
 - ▶ **募集人数** 若干名
 - ▶ **応募資格** 次の要件をすべて満たす人
・町内在住で20歳以上の人
・平日の日中の会議に出席できる人（年1～2回程度を予定）
 - ▶ **応募方法** 5月23日（金）（必着）までに、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業を記載のうえ、町の健康づくりについての意見や応募動機を800字程度にまとめた作文（様式自由）を郵送またはメールで下記に提出してください。提出書類の返却はしません。
 - ▶ **選考方法** 書類選考 ※町民の幅広い意見を反映させるため、年齢・性別等に偏りがないように配慮します。なお、委員として選ばれた人は、氏名を公表させていただきます。
- 〒300-0331 阿見町阿見4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館内）
☎ 888-2940 ㊟ kenkozurika-ofc@town.ami.lg.jp



相談

こころの健康相談



あなたや家族が抱えているこころの悩みについて相談できます。秘密は厳守します。

- ▶ **日時** 5月28日（水）①13:00～14:00 ②14:30～15:30
 - ▶ **場所** 総合保健福祉会館「さわやかセンター」
 - ▶ **担当** 精神保健福祉士・町保健師
 - ▶ **申込方法** 5月20日（火）までに電話または直接下記に申し込む（予約制） ※匿名での予約、本人・家族以外の人や通院している人の相談は不可
- ㊟健康づくり課（総合保健福祉会館内）
☎ 888-2940

認知症相談会（無料）



「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。ボランティア団体「オレンジの会」によるオレンジカフェ（認知症カフェ）と同時に開催します。

- ▶ **日時** 5月22日（木）13:30～15:30
 - ▶ **場所** 本郷ふれあいセンター2階
▽認知症相談会：会議室2
▽オレンジカフェ：会議室1
 - ▶ **相談員** 町地域包括支援センター職員
 - ▶ **対象** 町内在住の人
 - ▶ **その他** 相談者が多い場合、別日の相談をご案内する場合があります。
- ㊟町地域包括支援センター
☎ 887-8124（8:30～17:15）
※土・日・祝日を除く

行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりでも悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

- ▶ **日時** 5月18日（日）13:30～16:30 ※ご相談は1組30分程度
 - ▶ **場所** 実穀ふれあいセンター2階会議室
 - ▶ **相談内容** 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等
 - ▶ **申込方法** 平日9:00～12:00 下記に電話で申し込む
- ㊟茨城県行政書士会県南支部
担当：池田 ☎ 090-7216-6219



催し

かすみコンサート（無料）



- ▶ **期日** 6月8日（日）
 - ▶ **開演時間** ①10:30から（10:00開場）②14:00から（13:30開場）
 - ▶ **場所** かすみ公民館
 - ▶ **出演者** ▽井坂斗絲幸社中 ▽喜楽座 ▽喜楽 ▽喜幸会
 - ▶ **定員** ①・②ともに160人（定員を超えた場合は抽選）午前・午後で総入れ替え。座席指定
 - ▶ **申込期間** 5月10日（土）～15日（木）10:00～17:00
 - ▶ **申込方法** 電話・ファクシミリ・窓口・インターネットで、氏名（申込者全員分）・電話番号・午前か午後かを伝えてください。4人まで申し込み可。
- ㊟かすみ公民館 ☎ 888-8111
㊟ 888-9161

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手探り対、バリアフリー

～健康・快適住宅～
健康住宅
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は ㊟美都住建 検索

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

建築業知事免許（般-04）第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
（株）美都住建 電話 ☎ 029-842-7196
【阿見店】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許（6）第5548号
有限会社 美都つ和ワ

＜住まいの相談室＞
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

＜不動産のご相談＞
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

第58回予科練戦没者慰霊祭 (海原会)



公益財団法人海原会は、下記のとおり予科練戦没者慰霊祭を開催します。一般公開しますので、是非お出かけください。



●慰霊式典

- ▶期日 5月25日(日) ※雨天決行
- ▶時間 開場 9:30 開式 11:00
- ▶場所 雄翔園
- ▶その他 受付に一般見学者である旨を伝えてご自由に入場ください。(無料) 駐車場は、予科練平和記念館臨時駐車場をご利用ください。

●予科練戦没者慰霊記念特別展 (小さな展示室)

- ▶期日 3月18日(火)~6月15日(日)
- ▶場所 雄翔園
- ▶展示内容 「雲がながるる果てに」予科練平和記念館が開館15周年記念特別展「ペンを剣にかえて」を開催するにあわせて、海原会では海軍飛行専修予備学生に関する資料(寄せ書された日の丸、雑誌、遺品等)を展示するとともに、予備学生の映像をスライドショーで流します。

☎公益財団法人 海原会 ☎886-5400

●予科練平和記念館無料開館

- ▶期日 5月25日(日)
- ▶時間 9:00~17:00 最終入館は16:30
- ▶場所 予科練平和記念館
- ▶その他 慰霊式典開催にあわせて、予科練平和記念館を無料開館いたします。

☎予科練平和記念館 ☎891-3344

町内クリーン作戦

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう!

●町内クリーン作戦の実施

町では、環境美化の推進のために、5月と11月に年2回の「町内クリーン作戦」を実施しています。今年度の第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

- ▶期日 5月25日(日) ※雨天予備日 6月1日(日) 5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▶作業内容 ▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収▼ごみ集積所の清掃

▶その他 ▼開始時間は各行政区によって異なります。▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません。

☎廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0091

●家庭用使用済み天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦にあわせて、次のとおり実施します。

- ▶日付 5月25日(日) ※雨天予備日 6月1日(日)
- ▶回収手順
 - ①使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く。
 - ②使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる。
 - ③行政区が指定した回収場所に油の入

- ったペットボトル等を持っていく。
- ④使用済み天ぷら油を回収缶に移す。
- ⑤空になったペットボトルは、次の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分してください。
- ▶その他 ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります。▼工業用油は回収しません。▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます。

☎生活環境課 ☎内線 173



くみまち犬猫譲渡会



カインズの組町(くみまち)構想により毎月実施している保護犬・保護猫の譲渡会です。場所は屋内なので天候関係なく、お気軽にお越しください。(無料・申込不要)

- ▶日時 5月18日(日) 11:00~14:00 (毎月第3日曜日開催)
 - ▶場所 カインズ阿見店 Pet'sOne スペース
 - ▶対象 どなたでも参加可能
- ☎NPO法人ニコ猫 ☎080-3368-0884

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地記念行事



霞ヶ浦駐屯地開設72周年・関東補給処創立27周年記念行事

- ▶期日 5月24日(土)
 - ▶場所 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
- ☎陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地広報班 ☎029-842-1211 (内線 2217)
 目 pr-adm-eadep@inet.gsdf.mod.go.jp

<広告欄>

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
 *全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹

TEL.029-804-0382 平日/9:00~18:00
 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp

○上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
 ○面談は、事前のご予約が必要です。

JA 阿見町役場 阿見小学校 阿見中学校 郵便局 コンビニ

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

相続手続き、ぜんぶおまかせ!

お問い合せフォーム

遺言書の作成	土地・建物の相続登記	貯金・預金の解約
株式の相続	遺産分割協議書の作成	家族信託

遺言を書こうかな? 生前贈与のほうがいいのか?

名義変更のことなら 田山司法書士事務所

住所: 土浦市下高津1丁目19-36
 TEL: 0120-234-464/029-823-4464

お知らせ

募集

相談

★ 催し

定例相談

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 9:00～16:00

場所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 9:00～17:00

場所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 13:00～16:00

弁護士相談 月1回 13:00～15:30

※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約

場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

障害者総合相談

日時 月～金曜日 8:30～17:15

場所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町基幹相談支援センター ☎ 888-6062

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 8:30～17:15

場所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

場所 役場3階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)

時間 9:00～12:00、13:00～16:45

弁護士相談 第3水曜日 13:00～16:00 ※要予約

場所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

公共機関電話番号

うずら出張所 本郷ふれあいセンター

☎ 841-1167

☎ 830-5100

健康づくり課

☎ 888-2940

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

実穀ふれあいセンター

☎ 886-5225

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

吉原交流センター

☎ 889-0277

上下水道課

☎ 889-5151

図書館

☎ 887-6331

町民活動センター

☎ 888-2051

予科練平和記念館

☎ 891-3344

町男女共同参画センター

☎ 896-3181

総合運動公園

☎ 889-2788

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

教育相談センター

☎ 888-1225

消費生活センター

☎ 888-1871

阿見消防署

☎ 887-0119

学校教育課

☎ 888-0220

火災情報案内

☎ 0297-64-0119

中央公民館

☎ 888-2526

町民ダイヤル

☎ 887-6600

君原公民館

☎ 889-1363

牛久警察署

☎ 871-0110

かすみ公民館

☎ 888-8111

牛久警察署 阿見地区交番

☎ 888-0110

5月・6月の納税

5月

軽自動車税(全期)

6月

町・県民税(第1期)

納期限 6月2日(月)

納期限 6月30日(月)

救急車出動状況:3月

阿見消防署管内調べ

(前月比)

出場件数 223件(+11)

急病 155件(+3)

交通事故 11件(±0)

一般負傷 27件(+6)

その他 30件(+2)

救急車の適正な利用を
お願いします

5月4日(日・祝) 稀敷地域小児救急輪番制の受付時間に
変更がありました(4月号お知らせ版掲載)

(変更前) 9:00～12:00

(変更後) 12:00～15:00

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

